

そうだ、期日前投票に行こう！

期日前投票は、ホントに簡単。毎日が投票日です。

期日前投票は、手続きが簡単

投票日に投票できない理由を「宣誓書」に記入するだけ。
仕事はもちろん、旅行・レジャー等の理由でも大丈夫です。

何もなくても投票できます

入場はがきが届いていればお持ち下さい。
印鑑が無くても大丈夫。

いつでも、できます

投票期間は、公示日の翌日から投票日前日まで。原則、8時30分～20時。
投票時間は、地域によって異なる場合がありますので、事前にご確認ください。



参議院比例代表には必ず**候補者の氏名**を
書きましょう。

参議院比例代表選挙の候補者は、全国の有権者(支援者)からの
得票数によって当選が決まります。

特定の候補者を当選させたい場合、
その候補者の氏名を投票用紙に
書くことが大切です。
なお、政党名投票も可能です。



転居したばかりの方、住民票が旧住所の方は注意が必要です。

新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日前日までに3ヶ月以上住んでいる必要があります。選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票の手続きを。

不在者投票の手続

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】

不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。